

荒尾市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 荒尾市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 平成 40 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和48年度(44年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法 全部適用
処理区域内人口密度	34.9(平成29年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3地区		
処 理 場 数	3箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	荒尾市の下水道使用料体系は、基本使用料の中に月/10㎡までの基本水量を付した累進従量制を採用しています。この方法は基本水量相当の最低使用料を低廉にするとともに、使用水量に関わらず固定的に発生する経費の一部を賄い、経営の安定性を確保するための方策を採用しています。		
	使用料対象経費の算定 使用料対象経費とは、人件費、動力費、薬品費、修繕費など既存下水道施設を維持管理していくために必要な経費と、減価償却費、企業債等の支払利息などです。		
	基本料金 10㎡まで 1,500円 超過料金 10㎡を超え 20㎡まで 180円/㎡ 20㎡を超え 30㎡まで 195円/㎡ 30㎡を超え 50㎡まで 215円/㎡ 50㎡を超え 230円/㎡		
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場:基本料金 10㎡まで 1,500円 10㎡を超え 20円/㎡		
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭において井戸水のみ利用:一人当たり6㎡、一人増すごとに6㎡加算。 一般家庭において水道水と井戸水の併用:水道使用量+一人当たり3㎡、一人増すごとに3㎡加算。		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 3,300 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 3,284 円
	平成29年度 3,300 円		平成29年度 3,527 円
	平成30年度 3,300 円		平成30年度 3,521 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	11人
事業運営組織	平成26年度より、地方公営企業法を全部適用するとともに水道事業と統合を行ない、総務課と建設課の2課体制での企業局を設立。同じ水環境の中でサービスの充実、事故や発災時の体制の強化を目的とし、事務部門や維持管理部門において連携を深めています。人員によっては上下水道事業の両業務に携わる配置体系としています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	荒尾市大島浄化センターの運転管理において、該当処理施設の動力費、薬品費、年間500万円までの修繕費、雨水ポンプ場・雨水ゲート等の管理を含めた包括委託を平成28年度から平成32年度の5年間で実施中です。 下水道使用料の賦課徴収業務、排水設備受付・検査業務は水道事業に委託しています。※水道事業にて包括的民間委託を実施。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	下水道処理施設の未利用箇所を市民団体に無償にて貸し出し、バラ園として開放することで、処理施設のイメージアップを図り、下水道の理解を深めています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙「平成29年度決算 経営比較分析表」を添付

2. 経営の基本方針

下水道は快適な生活や良好な水環境の創造など安全・安心を支える重要なライフラインであり、一時も止めることのできない永続的な事業です。有明海の水質保全に努めるなど荒尾市独自の立地環境や経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、荒尾市公共下水道事業経営戦略を策定します。

本市下水道事業は、人口減少や節水型社会の進展に伴う水需要の減少により、主たる財源である下水道使用料収入は横ばい傾向にあり、今後の経営に影響を及ぼすことが予想されるため、維持管理費などは処理区の統合や委託範囲の再構築を検討し経費削減に努めます。

平成29年度末での下水道普及率は72.1%となっており、普及率向上のための建設事業は終盤に差しかかり、効率性を考えた面整備を行うと共に、ストックマネジメントに基づき老朽化した施設の更新整備に努めます。

★用語解説

ストックマネジメント：構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効利用や長寿命化を図るための管理手法です。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画：別紙「荒尾市下水道事業収支計画」を添付

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資(管渠、処理場等の建設・更新)に関する事項

効率の良い面整備の実施を実行すると共に、平成31年度までは策定済みの長寿命化計画に基づいた施設更新を行います。

今後は、下水道事業ストックマネジメントを策定し、更にはストックマネジメントに収支計画を合わせたアセットマネジメント策定を検討します。

現在、3箇所稼働中の終末処理場のうち、規模の小さい処理場を1箇所を廃止し、中継ポンプ場に改造を行い、処理区の統合を進め効率化を図ります。

★用語解説

アセットマネジメント：ライフサイクルコストの低減と劣化のリスクをコントロール(超寿命化)しつつ、施設の改修・修繕・更新や維持管理に要する経費を平準化し、事業収入と投資や維持管理費とのバランスを考えるもので、資産管理の効率的な運用を図るための管理手法です。

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少や節水意識の向上、節水器具の普及等により使用水量、使用料収入は増収は期待できず横ばい傾向が予想されます。平成29年度末の普及率は72.1%、水洗化率は89.1%であり、効率性のよい面整備や水洗化促進により、有収水量の確保に努めます。使用料の見直しについては、10年以内の改定は計画しておりませんが、一般会計との負担の適正化を踏まえ、料金見直しの必要性について検討していきます。

・国庫補助金・企業債に関する事項

最大限の国庫補助金を活用すると共に、下水道事業債借入れにより財源確保に努めます。

管渠工事においては、下水道事業債の充当率は100%であるが、市条例により徴収している受益者負担金を控除した額を借入額としています。

・一般会計繰入金に関する事項

公営企業の原則に伴い独立採算を基本とし、国が示す繰り出し基準に沿った繰り入れを行っていくが、それでも収入が支出に対して不足する額については、経営の安定化を図ることを目的に、下水道事業に基づく交付税収入分を範囲内とし基準外繰入を行っていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

現在、3処理場のうち1処理場の包括的運転管理委託を実施しているが、次期委託契約時には運転管理委託範囲の拡大を検討します。

・職員給与費に関する事項

一般会計に準じて運用。平成30年度の職員数と同数にて積算。平均的な昇給として1.5%の上昇率にて算定しています。

・動力費、薬品費に関する事項

終末処理場については、包括委託に盛り込み経費削減を図っています。

・修繕費に関する事項

終末処理場関係の修繕費は包括委託の中で賄う金額の上限を検討するとともに、これまでの事後修繕から予防修繕に切り替え、安全の確保とともに長寿命化に努めます。管渠施設に関しても古い箇所は埋設から40年以上経過しているため、点検と維持管理を包括的委託の可能性を検討していきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>近隣下水道事業者との広域化や共同化、最適化については、具体的な検討には至っていません。しかし、長期的な視点から他事業者が進める事業統合・経営統合・施設統合などの事例を注視するとともに、熊本県と連携し調査・研究を行います。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>現在の下水道事業全体計画において、水処理施設は5系列まで増設する予定であるが、人口減少や節水型社会の進展に伴い汚水流入量の減少が考えられるため、面整備拡張に伴う流入量増加とのバランスを注視し、水処理施設の増設の有無判断を適切に行います。 浄化センターや雨水ポンプ場などは、ストックマネジメントの完成後、さらに改築更新計画の策定を行います。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>現在行っている終末処理場の維持管理業務に加え、処理場施設や雨水ポンプ場施設の改築更新業務について委託の再構築をPPP/PFIを含め活用検討を行います。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>小規模処理施設を無人化し遠隔監視に改修した場合の費用対効果の検討を行います。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>使用量の低下や人口減少といった要素により使用料収入は横ばい傾向にあります。現在、供用開始から40年以上経過し老朽化した施設の改築更新費用は増大であるが、永続的に持続させなければならない事業であるため、収益的収支の黒字分を内部留保資金として将来の施設改修費用として残さなければならないと考えています。また、前回使用料改定は平成17年度であり、10年以上が経過しており、一般会計との負担の適正化を踏まえ、改定の必要性について検討していきます。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	
<p>その他の取組</p>	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>荒尾市の水道事業においてPFI法に準拠した手法により、経営権等のコアな部分を除いた大部分の業務を包括委託しており、その中で下水道使用料徴収、下水道の排水設備業務の受付や検査等の業務を水道事業を通して委託しています。(平成28年度から平成32年度)今後も継続的に委託を行い、さらに効率的な委託範囲について検討を行います。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>市長部局の制度に準じて運用します。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>荒尾市に3箇所ある浄化センターのうち、市内の多くの汚水処理を担う浄化センターの運転管理において、動力費を含めた包括的委託を平成28年度から平成32年度の5年間で実施中。今後は包括委託の範囲拡大の検討を行います。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>同上</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>荒尾市に3箇所ある浄化センターのうち、市内の多くの汚水処理を担う浄化センターの運転管理において、年間500万円までの修繕費を含めた包括的委託を平成28年度から平成32年度の5年間で実施中。今後は修繕費の額や包括委託の範囲拡大を検討します。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>包括的民間委託再構築を検討することによりコスト縮減に努めます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>自然災害により被災した場合を想定し最低限の機能が維持できるよう最短の期間で応急復旧を行うBCP(事業継続計画)を策定します。また、起こりうる様々な被災を想定した訓練を毎年実施します。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>本計画は10年の期間を設けて策定しており、今後は決算による経営分析表の公表、進捗管理を毎年度実施し、中間期に「経営戦略」自体の見直しを行い分析したうえで市のホームページ等を活用しながら情報公開に努めます。</p>
----------------------------	---